

【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会
事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課

『まちづくり相談会』を開催します！

新宿区では、上落合中央・三丁目地区を対象として、地域の皆さんのまちづくりに関する様々なご相談にお応えするため、『まちづくり相談会』を開催いたします。当日は、区の職員等が、まちづくり支援制度（同封のパンフレットをご覧ください）や「新たな防火規制（※）」の内容等について、個別にご相談に応じます。下記の時間帯で開催しますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

（※「新たな防火規制」については中面をご覧ください）

日程①

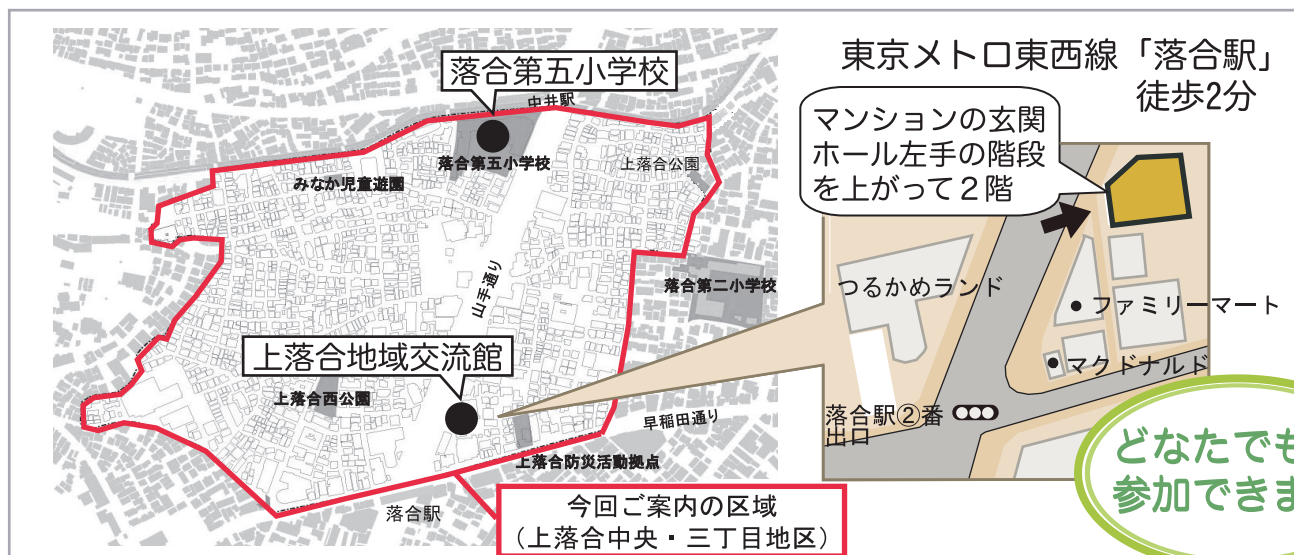
3月16日（日）午後3時～6時

落合第五小学校 1階生活科室（新宿区上落合3-1-6）

日程②

3月18日（火）午後5時半～8時

上落合地域交流館（新宿区上落合2-28-8）



内容

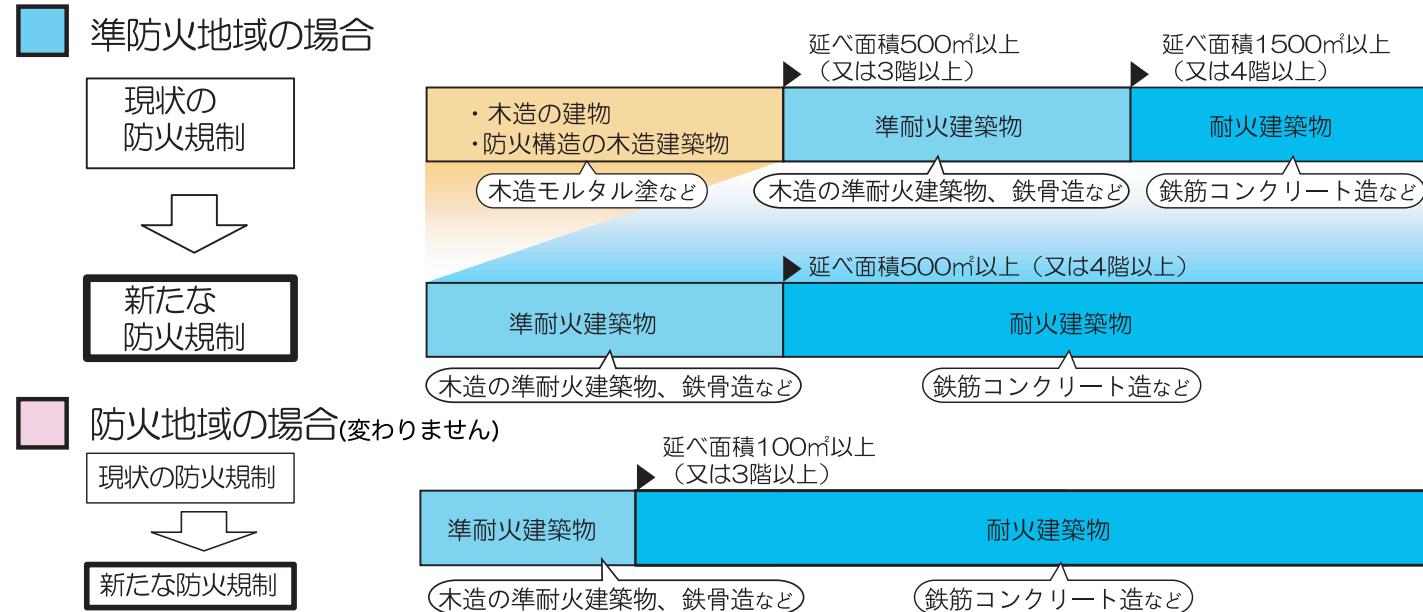
まちづくりに関する以下の内容について、ご相談に応じます。

- まちづくりに関する支援制度
- お住まいの建て替えや耐震改修に関すること
- 道路整備に関すること
- 新たな防火規制に関すること 等



「新たな防火規制」とは

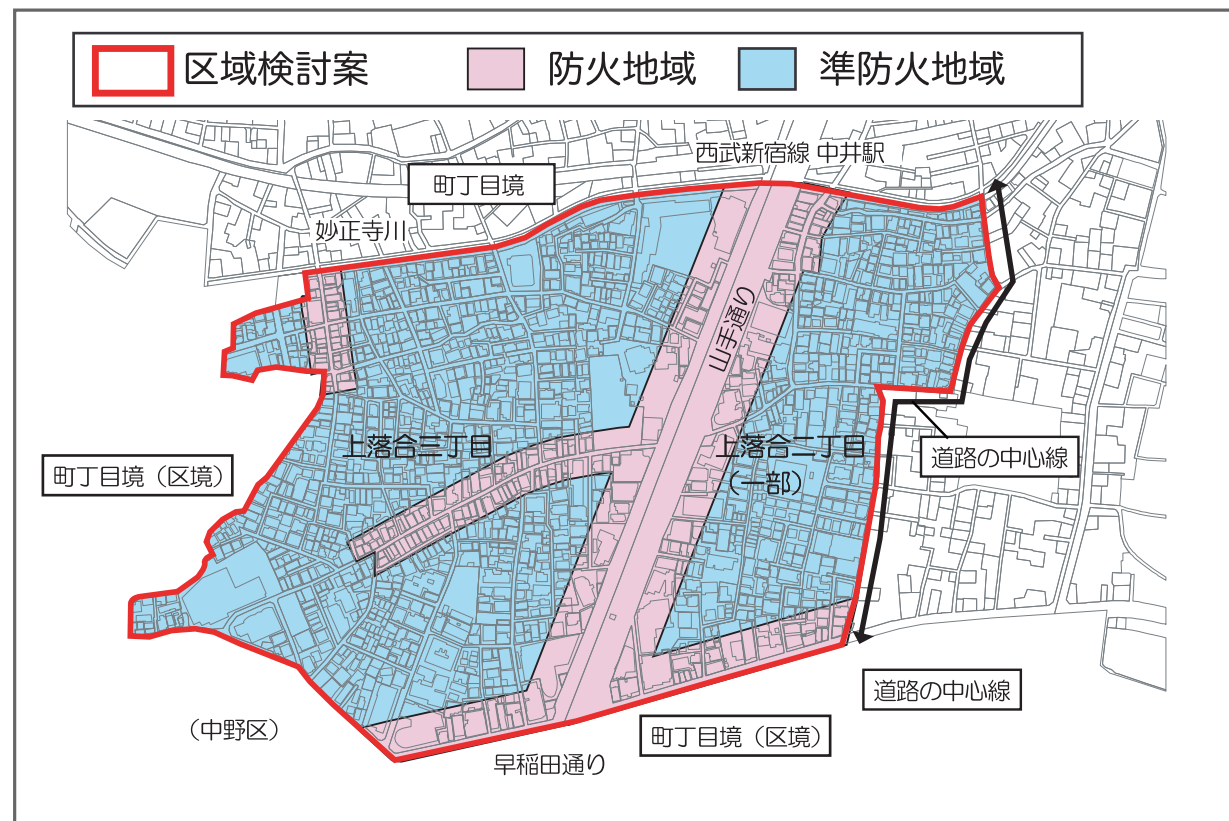
「新たな防火規制」は、準防火地域に指定されている住宅地を対象として、今後、皆さんが建替えを行う際に、「木造の建築物」や「防火構造の木造建築物（木造モルタル塗）」への建替えを規制するものです。 ※防火地域の規制内容は変わりません



「新たな防火規制」を導入することによって

ねらいと効果

- 建築物の内部からの出火や外部への延焼を防止し、地域全体に火災が延焼するのを抑止します。
- 建築物が一定の時間（45分）以上燃え落ちないことで、その間、住民の皆さんの避難経路を確保することができます。

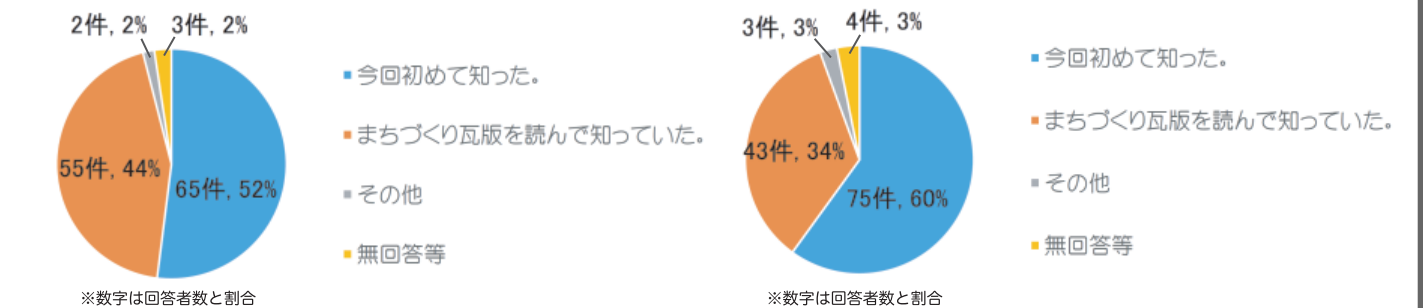


■新たな防火規制の素案説明会のご報告

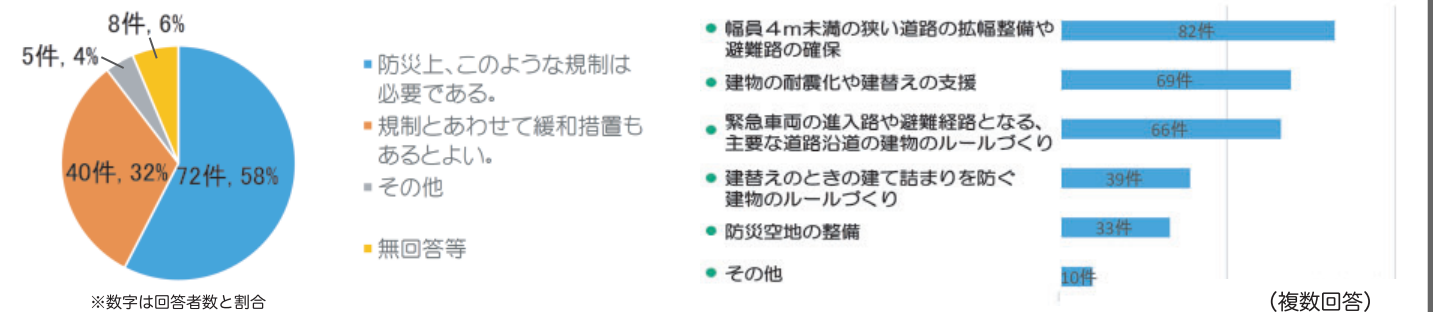
平成25年12月13日（金）に上落合地域交流館にて開催された「新たな防火規制」についての素案説明会には、計27名の皆様さんにご参加頂きました。当日の意見交換の内容についてご報告いたします。

新たな防火規制に関するアンケート（実施期間：11月21日～12月3日）

- 対象 ・地区内居住者（全戸に配布）・地区内に土地・建物の権利をお持ち地区外居住者
- 集計結果 ・配布数 5,893件 回収数 125件（回収率 2.1%）
- 上落合中央・三丁目地区まちづくりの会が作成した「まちづくり構想」をご存じですか？
- 新たな防火規制についてご存じでしたか？



- 災害に備えて「今後建て替えるときに燃えにくい建物にする（新たな防火規制を導入する）」こととしていますが、ご意見をお聞かせください。
- 今後、本地域にはどのような取組みが必要だと思いますか？



*参加者の皆さんからのご意見・ご質問（抜粋）

- 建物の不燃化の他に、複雑に入り組んでいる道路の改善に向けた取組みなどは行わないのか。
→（区回答）新たな防火規制の導入後の次のステップとして、建替えのルールづくりや、建物の共同化等について、区と地域の皆さんで検討を進めていく予定です。
- アンケート調査において、規制に対する反対意見はあったのか？
→（区回答）「必要以上の規制は望ましくない」という意見はありましたが、強固な反対意見はありませんでした。
- 新たな防火規制の導入にあたって、合意形成の基準（アンケート調査での賛成者の割合など）はあるのか？
→（区回答）賛成者の割合などの基準はありません。今回のアンケートは皆さんからの規制に関する質問やご意見を伺うことを目的として行ったものです。
- アンケートの回収率が低いので、もっと地域の皆さんの関心を高めていてもらいたい。
- 規制が施行されるのはいつ頃になるのか？
→（区回答）平成26年の8月頃を予定しています。

アンケート及び説明会の結果を受け、区では今後、新たな防火規制の区域指定へ向けて、東京都と手続きを進めていきます。

■まちづくり支援制度のご紹介とアンケートのお願い

上落合中央・三丁目地区では、区とまちづくりの会で防災性と住環境の向上に向けたまちづくりを進めています。

新たな防火規制はその最初のステップですが、今後は建物の建て替えルールを検討を進める一方で、幅員4m未満の細街路の整備や共同建て替えの促進等についても、既存の支援制度を活用して頂きながら地域のまちづくりを進めていきたいと考えています。

今回の瓦版には、パンフレット「災害に強い安全なまちを目指して」を同封しています。ぜひパンフレットをご覧頂いて、ご利用可能な支援制度についてご確認ください。

各支援制度の内容についてご質問があれば、担当課にお気軽にお問い合わせください。

～まちづくり支援制度～

- 1 細街路の拡幅整備について
- 2 樹木や生垣などの緑化について
- 3 住まいの耐震化について
- 4 工務店や大工さんの紹介について
- 5 共同化による建替えについて
- 6 住宅資金融資相談について
- 7 建築物のアスベスト対策について
- 8 擁壁やがけの改修について



まちづくり支援制度についての アンケート調査について

- 今回の瓦版及びパンフレットをお配りしている区域の中から、無作為に2,000戸の皆さんを抽出して、アンケート調査を行います。
- アンケート調査票（及び返信用封筒）が同封されている方は、パンフレットの内容をご覧頂きながら、アンケート調査票にご記入をお願いします。
- アンケートの記入が終わりましたら、お手数ですが返信用封筒に封入のうえ、**3月14日（金）**までにポストにご投函ください（切手は必要ありません）。

●まちづくり相談会、まちづくり支援制度及びアンケートについてのお問合せ先
新宿区 都市計画部 地域整備課（担当：佐藤（華）、小林）
電話：03-5273-3842（直通）FAX：03-3209-9227

■本瓦版全般についてのお問合せ先

事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課（山城、寺井、白水、三枝）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階

電話：03-5273-3843（直通）FAX：03-3209-9227 Eメール：chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp